

7

重点整備地区の範囲の設定

7.1 重点整備地区の考え方

(1) 重点整備地区

○生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

原則として、生活関連施設のうち、特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設など）に該当するものが概ね3以上あり、面積は概ね4km²未満であること。

○生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

○バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

○境界の設定など

町界・字界、道路、河川、鉄道などの施設、都市計画道路などによって明確に表示して定める。重点整備地区の区域が市町村を超える場合には、隣接市町村との共同により基本構想を作成する必要がある。

(2) 生活関連施設・生活関連経路

【生活関連施設】

相当数の高齢者、障がい者などが利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置づけることができます。

なお、必ずしも特定事業を位置づける必要はありません。

【生活関連経路】

生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性などに配慮する必要があります。生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡動線をネットワークとして確保することが望まれます。

7.2 重点整備地区の境界

重点整備地区は、旅客施設からの徒歩圏という視点を考慮しつつ、主要な施設（生活関連施設）を含む範囲で、道路、河川、鉄道などの施設などによって計画に決めました。